

南 監 第 380 号
平成 30 年 12 月 17 日

南大隅町長 森田俊彦
議会議長 大村明雄
教育長 山崎洋一
選管委員長 天目石幸一
農業委員会長 橋口初男

） 殿

南大隅町監査委員 徳永 和 幸

同 日高 孝 壽

定 例 監 査 の 結 果 報 告

地方自治法第199条第4項及び南大隅町監査委員条例第3条による定例監査を実施しましたので、意見を添えてその結果を報告します。

記

1. 監査実施年月日

平成 30 年 11 月 7 日・16 日・26 日・30 日

12 月 4 日

(6 日間)

2. 監査の対象機関

支所、農業委員会、経済課、町民保健課、建設課

教育振興課、税務課、介護福祉課、総務課、選挙管理委員会

企画課、観光課、会計課、議会事務局、監査委員事務局

3. 監査の範囲

平成 30 年度第 1 四半期から第 2 四半期（4 月～9 月）における財務に関する事務の執行及び経営に係わる事業の管理について。

4. 監査の結果及び意見

今回の監査については、資料を徴して聴き取り調査を主に実施した。

監査の結果、法令、条例等に基づき概ね良く処理されていると認めた。軽微な事項については監査の段階で口頭指摘をしたので善処されたい。尚、次の点については検討・改善を図られ、留意して今後の適正な事務の執行にあたられたい。

- (1) 予算執行状況については、概ね計画どおりに事業は執行されている。執行残については明確に不用額と判断できるものは、少額でも早期の減額補正をすべきである。また、年度末での予算消化的な執行はせず、残額については翌年度への繰越財源とするよう努められたい。
- (2) 町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、住宅使用料、水道使用料等の滞納繰越額など、徴収担当課では鋭意努力をされているが、不納欠損が生じることがないように、引続き債権回収対策プロジェクト会議や滞納管理システム等を有効活用して滞納額の減額に努められたい。
- (3) 予算執行について、事務事業の遅れが見受けられたので、適正な時期を失することなく計画的に行い、年度内に効果をあげられるよう心掛けられたい。
- (4) 新規事業については、各課の重点事項として資料に掲載されたい。
- (5) 時間外手当の取り扱いについては、課によって差異がある。サービス残業ではなく、正当な手続きの処理をされ不公平が生じないように執行されたい。
- (6) 予算執行は、執行できるものは早めの執行をするように心掛け、経常的経費等で予算残額が生じているからといって、不要不急な物品等の購入は厳に慎み、経費節減に最大限努められたい。
- (7) 委託料（単価契約等は除く）について、契約と同時に支出負担行為伝票を速やかに起こされたい。
- (8) 基金の国債等運用については、国内外の経済情勢等により変動するため元本保証を最重要とし、今後の金利の動向を注視し、適正な時期を見きわめ効率的な運用により、財源確保に努められたい。
- (9) 依然として、資料の追加・訂正があるので、内容を精査、確認するなど留意されたい。